—【今年から発行日は毎月十五日になりました】—

昭和26年1月14日印刷
昭和26年1月15日発行

奈良市民だより
【第五號】

発行所
奈良市役所広報文書課
編集兼発行人　川尻利一
印刷所　奈良共同印刷

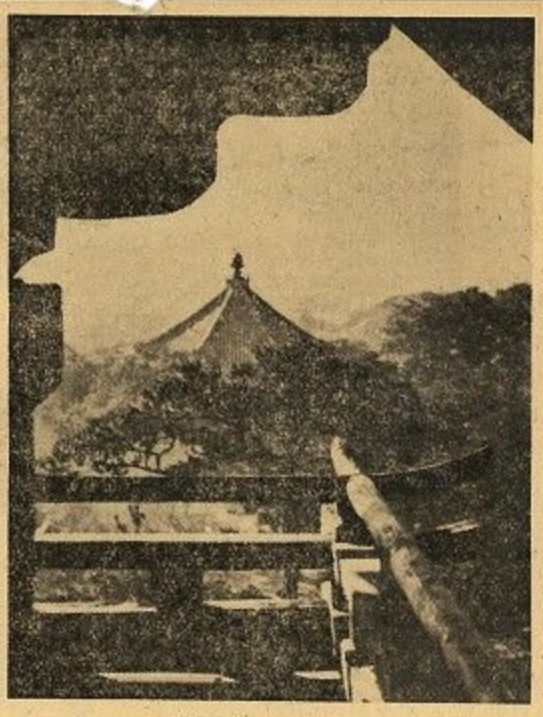
—迎春—

新年を迎えて
「市民だより」と廣報活動

一九五一年、二十世紀の後半期第一年目の新春を迎え「市民だより」を通じ、市民の皆様の御多幸をお祈り申し上げます。

今年はどんな年になるか、どんな年であつてほしいか、否どんな年たらしめたいか、それぞれ生活の設計を樹てておられることでしよう。「昔から一年の計は元旦にあり」といわれますが、昨年來、日増しに緊迫の度を加えてきております國際情勢の下にあつて、國や地方公共團体の政治や行政がどのように展開されて行くかということは、われわれとして無関心ではありえないし、又対岸の火災視しているべきときではないでしよう。

◆地方自治の確立
民主政治は「広報と「公聽」から

このような時々刻々に移り変る社会の動向について眞実な、正しい情報を求める意欲にかられるのは、当然のことであります。かつてわれわれが体験した「よらしむべし、知らしむべからず」の政治が如何に大きな不幸をもたらしたか、今更いうまでもなく國民の一人一人が十二分に知り盡しておられる筈であります。

民主政治は、知らしむる政治、國民の意向に従つた政治でなければならない。

いわゆる「広報」と「公聽」の政治——ここにデモクラシーの理念がある。

PR活動と広報

最近、パブリック、リレイションズ（略してPR活動といわれる。）がよく話題にのぼつています。この言葉のピッタリした訳語はまだないようですが、とに角一般大衆との関係を緊密にすること、言いかえれば信頼と協力を得ようとする一切の努力をPR活動といわれアメリカでは会社等においても、ずい分活潑に行われているようですが、官公廳としても、これは大いに学ばねばならないことだと思います。何故なら、住民と遊離し、住民の支持と協力を失つた國や自治体が、住民の意向にそつた政治や行政を行うことはできないからであります。

殊に、住民の創意と工夫による住民自らの責任によつて治めることを立前とする「地方自治」において、PR活動の必要なことは当然であります。

広報活動における警告

広報とは、この役目を果すものであり、市民だよりは、目を通じて市民の皆様に、色々な市政に関する正しい資料を提供する一つの広報手段であります。いはば、市民による、市民のための市政を確立するために生まれた市と市民をつなぐ「媒介」であり「紐」であります。

「市民だより」も、初めてのお正月を迎えたばかりでまだほんの赤ん坊です。これから色々と社会の波にもまれて大きくなるわけですが、それにはまだこれから寒い冬を越さねばなりません。「市民だより」は、市民の皆様の暖い愛撫によつてやがて櫻咲く春の頃ともなれば、皆様に親しまれる子になりたいと考えています。

過般、官公廳の機関紙について、ともすれば陥りやすい点を指摘した警告が発せられました。それは

一、公務員の意志や偏見を押つける道具になり易い

二、公務員の個人的な政治上の野心をとげるための専有物になる

三、民間刊行物の不当な競争対象になる

以上の三点でありますが、公費によつて出版される官廳出版物（「市民だより」も勿論この中に入るわけですが）のあり方を示した指針としてまことに適切な言葉であると思います。

市政の手引
常に眞實と公正

「市民だより」は、これらの警告を十分尊重して、あくまでも主観的な偏見や、意見を一方的に押しつけたりする独善を排し、特定個人の噂傳にならぬよう、又無料で配付することによつて民間刊行物と競争して、これを圧迫したりすることのないよう、たゞ、どこまでも本來の意味での広報の一つの手段として、客観的な事実を公正に解説し、或いは是非皆さんに知つて頂きたい事項をのせたりすることによつて、皆様の市政に対する関心を求め、理解と協力を期待する以外に何等の目的も持つていないことを御諒解願いたいと思います。

従つて、「市民だより」は、ニュース的にいえば、月一回の発行ですから古臭すぎることでしよう。又興味の点からいえば、固苦しい内容が多く無味でしよう又論説の面では頼りなく感ぜられるでしよう。

然し、前述の警告の精神からいつて市民だよりは民間の新聞とは趣を異にするのですから、編集方針について、おのづから制約されることになるわけです。

理想としては、私企業による刊行物を通じて、民主行政の確立を図るのが望ましいのであつて、官公廳自体が広報機関紙を発行する必要はないのでありますが現在の段階にあつては、早急に望めないのではないかと思われます。

ともあれ「市民だより」は眞実と公正を旨とし、この一年、できるだけ皆さんのよき「市政の手びき」となりたいとお誓い申し上げます。

自治講座
No 1 眞の自由は地方自治の確立から

◎自治ということばの意義

民主々義達成のため、地方自治の確立強化ということが、近時とみにやかましくいわれるようになりましたが、一体自治ということばには、どのような意味が含まれているでしようか。

「自治」ということばは、元来外國語を飜訳したもので英語のセルフ、ガヴアメント（Self-government）又はオートノミー（autonomy）が、これにあたります。

このように、自治若しくは自律というものは、もともと私たち個人一人一人の問題であり、他から支配せられる状態、又は他人によつて自分が規律せられる状態に対して、自分自身の意志に基いて自己の行為を規律し、統禦して行く状態をいうのであります。

恣意の自由に対する眞の自由は、この自治、自律あつてこそ生れて來るものだといえます。

この個人の道徳律を、社会生活における團体に及ぼせば社会自治となり、経済生活における團体に及ぼせば経済自治となり、地方政治における團体に及ぼせば地方自治となる。これらの團体が、他からの支配をうけることなく、それぞれ自己の意志に基いて自己の行為を規律することを認められるならば、そこに自治が認められたことになるのであります。

◎團体自治と住民自治

自治は、社会自治であれ経済自治であれ、又地方自治であれ、第一に、他からの支配、いいかえれば、國又は上級の團体からの支配に対して、何等かの独立性を要求するものであります。すなはち、他からの支配が絶対的であるところに、自治は存在しない筈であります。

第二に、自治は、團体意志の自主的形成及び執行を必要とする。分り易くいえば、團体を構成する者が自ら團体の意志を決定し、執行することを必要とします。自治である以上、團体の成員の意思が團体の意思として決定執行せられなければならないのは、当然であります。

つまり、自治の第一の要素は、團体の独立性を容認する團体自治権の問題であり、第二の要素は、團体内部における團体意思の形成過程の問題、自治参與権の問題ということができます。通常第一の問題を團体自治の問題といい、第二の問題を住民自治の問題といつております。

團体自治の本質は、國と別箇の人格を持つた團体の存立を認め、團体が、その存立目的として認められた公共事務を、自ら機関で、自らの経費をもつて、自らの責任において処理して行くところに存する。自治のこの面は主として、欧洲大陸諸國において強調せられて來たものであります。これに反し、住民自治とは、住民が自らの意思によつて自らの責任において地方行政を行うことであり、住民の住民による、住民のための地方政治ということである。こういう観念は主として英國において発達したものであり、米英自治制度の基調をなす思想であります。

現実の地方自治は、まさにこの二つの團体自治と住民自治との融合体であつてそのいずれの自治の特質に重点を置くかによつて、その國の自治の色彩に若干の変化をきたすこととなるのであります。

一月中に工業センサスが行われます

このたび行われる工業センサスは、昨年十二月末日現在をもつて全國一斉に実施される製造事業所を対象とした調査であります。

調査の対象となるのは、製造を主業とする製造業・製造問屋・製造副業・内職製造小賣業及び自轉車組立販賣（一般自轉車商）であります。

この調査は、一月中に調査員が事業所を訪問調査することになつておりますから、該当する業者の方は、調査員の質問に対しては、正確にお答え下さるようお願いします。

この調査は、わが國の工業実態を把握して通産商業の行政及び國家経済施策上の大切な資料となるばかりでなく、わが國の経済事情を紹介するとともに、更に世界の信頼を築めることにもなる重要な調査であります。

調査の対象は以上の趣旨を御理解下され御協力の程御願い致します。

○註「センサス」とは一般的に調査ということです。

水道についての御知らせ

一、寒さが酷しくなりますと、鉄管、鉛管の露出している部分は管内の水が凍るため破裂することがありますから皆様の御工夫でこれを防止して頂きたいと思います。それには管の露出部分を荒縄、わら、ボロ切れ等で包んで保温して頂ければ結構です。

一、給水工事（新設、増設）をされる場合は、必らず水道部又は、市の指定しております公認業者を通じてでなければ後で取除いて頂くことになります。

一、公認業者に申込んで頂きました給水工事費は、本市において調査の上、概算工事費及び精算工事費を給水設備請求者に御通知致します。

一、黒ガス管は使用することができません。

一、連合軍の指示により塩素注入量が従來よりも減少されましたので今後、水の臭が少くなります。

一、給水栓が濁水した場合は、町内に保管願つている修理道具で御修理をお願い致します。但し各御家庭で修理出來ない濁水破裂の事故は、すぐに水道部へ御連絡下されば早速修理に参ります。

尚水道についての御問合せ御連絡は書間電話三、七〇五番へ、夜間は三、五〇三番へ。

（水道部）

愛犬家の方々へ

必らず守りましよう
狂犬病予防法

一昨年來、全國的に狂犬病が続発したため、新しく「狂犬病予防法」が制定され、昭和二十五年八月二十六日から施行されたのですが、市民の皆さんは恐ろしい狂犬病をなくすため、次の事項をよく読んで御協力下さるようお願い致します

1　犬の登録

生れてから九十日以上経つた犬を所有しておられる方は、毎年一回市町村長を経て知事に届出て登録鑑札を受けて犬につけておかなければなりません。さきに登録を怠つたり、注射を受けさせなかつたり鑑札や注射済証を犬につけておかなかつたりすると、三万円以下の罰金に処せられますから、御注意下さい。なお又予防員（知事が任命）によつて犬を抑留されることになります（厚生部衛生課）

二、必ず予防注射を受けさせ、注射済証を犬につけておかねばなりません。若し注射を受けさせなかつたり、鑑札を紛失したり、注射を受けさせなかつたり鑑札や注射済証を犬につけておかなかつたりすると、三万円以下の罰金に処せられますから、御注意下さい。なお又予防員（知事が任命）によつて犬を抑留されることになります（厚生部衛生課）

2　予防注射

犬の所有者は、毎年春秋二回必ず予防注射を受けさせ、注射済証を犬につけておかねばなりません。若し注射を受けさせなかつたり、鑑札や注射済証を犬につけておかなかつたりすると、三万円以下の罰金に処せられますから、御注意下さい。なお又予防員（知事が任命）によつて犬を抑留されることになります（厚生部衛生課）

用意してあります。

錄料金は三百円で、用紙は

マスクとウガイ

冬期傳染豫防について

西欧諸國の氣候は日本において経験するような、夏の酷しい暑さのない一方的な惠まれた氣候ですが、西國は地理的環境の点で温暖地帯に属しているとは云うものの夏の氣温上昇と冬の氣温低下をみる時、二方的な氣候となつております。

我國の衣食住その他の生活様式を見討した場合、防暑に主力を注ぎ防寒をなおざりにしているように思われます。この二方的な氣候である我國の疾病発生の傾向は、夏季においては新陳代謝障碍並びに消化器傳染病が多発し、冬期には呼吸器傳染病、その他の接触傳染病が頻発する状態です。冬期におけるこれら疾病発生原因は一つは室内暨居生活により直接傳染の機会、特に泡沫傳染の機会が多いことに有り今一つは冬期にどんな食事をとつているかという食質も氣候と密接な関係があります。

氣温が極度に低下する冬期には人体の熱の放散は烈しくなり放熱困難な夏季には食量も自然少くなります。

氣候が寒く空氣の乾燥した処では、脂肪に富んだ物を摂取する必要があります、第三に昔から言はれている通り、早寝早起という單純なようでありますがこの規則正しい生活が必要です。

これらの諸点に留意し呼吸器傳染病その他の接触傳染病を我々の生活から駆逐せねばならぬと思います。

若し不幸にして罹病された場合の医療とその相談には左記の市立診療所を御利用下さい。

奈良診療所（市役所三階）
午前十時……午後四時
郡跡診療所（郡跡出張所内）
午后一時……午後四時
但し土曜日は午前中

市民グラフ2

本表は昭和二十五年十月現在における職業人口を図示したものであり、左図の示すグラフ表は職保有者の人口を示し、大円グラフは全人口（七、四九九人）に対する職業保有者と無職者対比並無職者の内容を図解したものである。

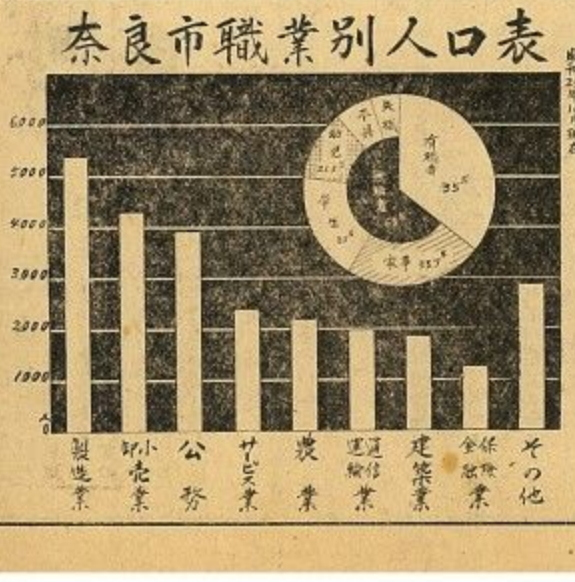

市立一條高校
學藝大學協力學校に
認可さる

昨年四月縣下唯一の市立高等学校として発足した一條高等学校は学校当局の献身的な努力と市民各位の御援助とによつて「行き届いた教育」「希望多い明るい教育」の実践場として着々その成果を挙げつつあることは市教育行政上よろこびに堪えない。昨年十二月文部省から全國で始めての奈良学藝大学協力学校として認可を受け実質的には奈良学藝大学附属高等学校としての機能を兼ねることになつたが、このことは一條高校がその設立の趣旨たる市の高校として國際文化観光都奈良市の教育に当ると同時に本縣教育界の焦点に立つて奈良縣教育の刷新のために重大なる役割を果すべき地歩を確立したもので同校の前途に更に一光彩を加えたものということができる。「國都法」成立に当つて先づ市民が國際人となるため率先外國語課程を新設するとともに更に美術課程の設置も計画中で市民の高校たるべく堅実な歩みをつづけている。この上とも市民各位の一層の御協力を切望して止みません。

奈良市立一條高校生徒募集要項

一、募集人員　普通課程第一学年約二五〇名（奈良学区内居住者）
外國語（英語）課程第一学年約五〇名（奈良学区内居住者に限らない）

一、選衡方法　奈良縣公立学校入学者選抜要項に依る
出身中学校長からの内申（知能検査、学力検査の結果教科学習成績、性格職業適性記録、身体発達記録）により高校進学能力の有無を検定して決定する

一、検査実施要領
1　検査期日　二月十四五両日（縣立十六高校と同日）
2　検査場所　奈良学区内志願者は普通、外國語両課程共一條高校
奈良学区以外よりの外國語課程志願者は志願者居住の学区内縣立高校
3　検査願書受付　二月一日より十日まで
奈良学区内の者は一條高校、その他のものは学区内高校にそれぞれ中学毎にとりまとめ申込むこと
4　検査内容　中学校必須全教科にわたつて行う
5　検査結果　知能検査及び学力検査の結果は二月二十日出身中学校長に通知する

一、入学願書、報告書提出要領
1　受理期限　二月二十六日から三月五日まで
2　願書用紙　一條高校所定の用紙を用いる
3　出願資格　普通課程は奈良学区内居住の中学校卒業者、外國語課程は縣下の中学校卒業者
一、合格者発表　三月二十日、一條高校において行う
一、その他すべて縣立高校と同一である

なお詳細は一條高校に照会下されば結構です。

焔の祭典
恒例の若草山焼

一月の奈良を飾るものは何といつても若草山の山焼であろう。消防員が火をつけて廻るといつた世界に類のない行事である。戦前は二月十一日の紀元節の日に焼かれていたが、戦後祝祭日が改められてから成人の日である一月十五日この祭典が行われることになつた山焼は一体何時頃から始まつたのであろうかということであるが、それ前に若草山は大昔から木が生えてなかつたかということである。天平の古図として残つている地図によると立派に木が繁つているが、鎌倉時代に描かれたという地図によると早や木のない草山となつているから、天平から鎌倉に至る間に草山になつた事は確である。

在原業平という人の作つた歌の中に

春日野の今日は勿焼いて若草の
妻もこもれり
我もこもれり

というのであるが、若草山も春日野の一部だと考へると、この頃にこの山が草山で焼かれていた事になる。その外南都記（寛文十二年（西暦一六七二）の作といわれている）の中にも山焼の記事が見えているが年中行事として焼いたか、どうかはつきりわからない。春日山は仁明天皇の承和八年（西暦八四一）伐木を厳禁し、その保存に万善を期したので、草山の若草山が野火などで焼けて類焼してはとの意図から毎年或は時々この若草山を焼いたのかも知らないが記録がないので確なことはいえない。

これが年中行事として毎年焼くようになつた起源については面白い話がある。それは東大寺と興福寺との領地争いからだという事である。古い文書によると若草山の二重目は春日神社の領地で、三重目が東大寺の領土となつており、この山の領地のことでお互い争い合つたということである。江戸時代の頃はまだ東大寺も興福寺も相等勢力をもつており、お互の顔にかかわるというので少しの領地をも仲々ゆづらず、互いに争い合い、法隆寺がその中に立つてしばしば仲裁をした事が「若草山争論記」として残されている。

宝暦十年（西暦一七六〇年）南都七大寺のうち、東大寺、興福寺の両寺を除いた五大寺が集つて若草山を奈良奉行あづけ、と話をまとめ、今後争いの起らないよう双方立会の上毎年芝草を焼くことにしたということで、これが今日行われている山焼の起りだとされていた。しかし最近東大寺の古文書東大寺境内九折山放火政道の記（元文五年、西暦一七四三）の中に「野猪のねぐらをはらい、春の草萌を促進する為に農民が毎年焼いた」という事が書かれているが、今日は焔の祭典として観光の奈良を飾つているのである。

本年も一月十五日の成人の日に午後一時から景品付打上煙火で催物がはじまり景品入蜜柑撒き、登山競走フォークダンス大会、古式忌部の花火公開と次から次へと多彩な催しが繰り展げられ、午後五時半から市内各家に飾られたしめ縄大とんど大会が山焼川柳大会、作品発表と共に行われ、その浄火をもつて午後六時一斉に四方より点火される。乙女の胸のようなふつくらとしたなだらかな若草山が見る見る内に火の海と化し炎々し火は中心部にむかつて燃えひろがつていき、仕掛煙火が次々に炸烈して美しい姿を紅に染めた中空に描き出し、感歎の声が爆発する。全面積三十三町六段にわたる広い芝草も一時間か一時間半の間に黒山と化し、またたく星に守られながら静かに眠りにつくのである。

奈良の年中行事はこの山焼をはじめ、二月四日節分の春日の万燈籠、三月のお水取り（修二会）一月一日から各寺で行われる修正会と冬、殊に夜分の行事が行い。これは鎮護國家と学問所を主とした寺であつた為であろう。宗教都市としての奈良の味は冬に於て味われる。

麥類、麥製品のクーポン制

今年から使用されるクーポン券は米以外の主食を購入する切符です。米以外の主食とは麦、小麦粉、乾めん、生めん、ゆでめん、パン等で「小賣販賣業者甲」の表示のある店なら麦、小麦粉、乾めんを「小賣販賣業者乙（パン）」の表示のある店ならパンを「めん小賣販賣業者」又は「小賣販賣業者乙（めん）」の表示のある店なら、生めん、ゆでめんをクーポンによつて何処の店舗からでも入用量を買うことができます。これを表で示すと次のようになります。

店舗の表示	販賣品目
小賣販賣業者甲	麦、小麦粉、乾めん
めん小賣販賣業者	生めん、ゆでめん
小賣販賣業者乙（めん）	〃
小賣販賣業者乙（パン）	パン

普通クーポン券と称して居ります、この切符は主要食糧撰択購入切符が本名でその名の通り、麦でも小麦粉でも生めん或はゆでめんでもパンでも好きな物を求めることができるのです。この切符には一食券、三食券、六食券の三種があつて、各々の券が皆様の家庭に交付されます。一食券は勿論一食分のもの、三食券は三食分、六食券は六食分のものが購入出来るわけです。

このクーポン券は主食の配給を受けて居られる家庭に一月、二月、三月の三ヶ月分を一度にお渡し致しますが、再交付は出来ないことになつていますので紛失しない様に充分注意して下さい。

都市計画により減少された土地の地代について

昭和二十五年十月一日発行「市民だより」でお知らせしました地代家賃統制令の解説によつて市民の皆様は改訂の主旨及び新たな地代、家賃の算出方法をよく御承知のことと思います。地代の算出は従来の土地台帳に記載された賃貸價格及び坪数によるものですが、都市計画の区画整理等がなされた場合借地異動のため土地台帳に記載された面積と実際の面積との間に著しい相違があり、このまま地代統制令によつて算出すれば大変な不合理が生じますので、この不合理を是正するため、こんな借地の場合は旧来の借地と同一性を失つたものとみなし実際面積による新しい借地について新たに認可申請をすれば新借地の地代が決定されることになつていますから該当の借地及び今後該当になる借地の方は市商工課へ認可申請をして下さい。（商工課）

訂正

市民だより第二号六頁の地代を求める表中、坪当り地代（月額）の十四段目「3.88」は「3.88」の誤りにつき訂正致します。

町の由來 No.1

奈良は千二百年の古い歴史をもつ町だけに町の由來にも種々あつてこれを知ることは誠に興味あり意義のあることと思います、市観光課では予算の都合で本年度はその中でも特に由緒の深いものを十九選定してカットのような立札を作り、一般市民の方に町の由來を知つて頂くと共に立派な文化観光都市としての奈良を築き上て頂きたいとの念願から町の見易い処に建てますから破損しないよう十分御留意願いたいと存じます

○菩提町
このあたりは南都七大寺の一つである興福寺塔中菩提院を中心として、形成された町なので、その院名をとつていつしかこの町名となつたものである。

○餅飯殿町
南都七大寺の一つである興福寺の弁天祠へ餅飯御供を献じたのでこの町名が生れたと傳えられている。

○京終町
千二百年前平城京、京東地区の南の終辺にあたるのが、この一帯である。京の終辺だから京終という、平安京の京都で京極というのと同じ意味である

○油阪町
この一帯は中世燈油商の同業組合ともゆうべき荷阪油店家の居住地だつたので油阪とゆう。

○鍋屋町
中世における鑄物師の職域町で鍋釜や鐘の工匠が住んでいたので町名まで鍋屋と呼ばれるようになつたのである。名工久治もこゝにいた。

検察の民主化とは
第三回検察審査員候補者選定抽籤会一月十二日に施行

検察審査会とは一体何をするところでしようか。市民の皆様には既にこの制度について御承知の方もあると存じますが、まだ御承知にならない方のために、「検察審査会制度」について概略を申述べてみます。

戦時中廃止された陪審裁判に代るべき制度として昭和二十三年七月にこの制度が法律で定まり一昨年二月から活動を始めているが従来検事の専権にまかされていた犯罪の起訴、不起訴の裁断がともすれば公正を欠くという実例があつたことから民主の風を吹きこんでこの欠陥を是正しようとするのが主なねらいです。

検察審査会は各地方裁判所及び支部の所在地に設けられており現在全國を通じて二百三ヶ所あります。各検察審査会は十一人の検察審査員からなり男女を問わず、公職選挙法による選挙権を有する人々の中から籤で選ばれた六十九名の検察審査員候補者の中から更に籤で選定された人々です。この抽籤は毎年一月、四月、七月及び十月の四回検察審査会で行います。その任期は六ヶ月で主な仕事は、ある事件（告訴、告発）について検察官が不起訴処分にした場合にそれが不服であれば審査会へ申立てると、その処分が正しいかどうかを審査決定し、これを検事正に通知して再考を求めることです

又申立がなくても職権によつて行うことができます

このように検察審査会は民主々義の根本に根ざしている大切な制度で我々國民一般と密接な関係を持ち人権擁護の建前からもその目的を達するために広く皆様の関心と理解を深めて頂き町から村から不正や暴力によつて闇から闇えと泣寝入りしている善良な人達を救い明るい生活が出来るよう皆様に知つてもらいたいと存じます。しかしながら検察審査員は法律等の特別な智識を持つておらねばならぬことはなく、ただ普通の常識があれば充分です。次に審査員としての心掛けねばならぬ義務について申上げます。

第一に**出頭の義務**があります。検察審査員として招集されたときは病氣その他やむを得ない事情のないかぎり出頭する義務があります。

第二に**宣誓の義務**、検察審査員として職務を行うに当つては良心に従い、公平誠実にその職務を行うことを誓わなければなりません

第三は**秘密を守る義務**で検察審査会に列席したとき会議の模様又は各検察審査員の意見等を他人に洩らしてはなりません。

以上の義務に従わないときは制裁がありますから吳々も注意しなければなりません。最後に検察審査員となることができないもの及び職務に就くことができないものと、特定の人に限り辞退できるものに就いて申上げます。

検察審査会法第五條の規程によつて小学校未卒者、破産者、聾唖盲者、その他一年以上の徴役又は禁錮の刑に処せられた者等は審査員とはなれません。

同じく同法第六條によつて法務、税務関係の官公吏その他官公職にある者は審査員の職務につくことができません。

同じく同法第八條の規程で六十歳以上の者、議会解散中の議会及地方の議会の議員、國会及地方の官公吏教員、学生、重疾病者、海外旅行その他やむを得ない事由があつて検察審査会からその職務を辞退することの承認を受けた者等は審査員を辞退することができます。

以上で検察審査会についてのあらましを申述べたのでありますが、過去の検察制度の弊害として、どんな大きな事件を犯した犯人でも検察官が起訴しなければ裁判所は管理することができず國民がいかに不満に思つていてもどうすることもできないかたようなこの制度によつて解消されたわけです。

尚検察審査会制度の詳細については（奈良地方裁判所内奈良検察審査会又は奈良市選挙管理委員会へお問合せ下さい）

あとがき

△「眞実、公正」というものは一見地味なものであるがそれだけに噛みしめている内に特有の味が出るものである。先日総司令部新聞課長インボーデン中佐より、広報機関紙の指針を示されたのであるが本号のトップ記事にあるように我々編集の掌にあるべき者は特に留意しなければならぬと思う。他面写真、漫画の類にも制約があるので表面の華々しさはないとしても飽迄も堅実な歩みをつゞけたい。

×　×　×

△昔から便りのないのは健在と思えといわれておるが、これはどうも日本人の悪無精を糊塗するための言葉らしい。

×　×　×

△満なる市政遂行上、市政についての質問御意見をどし〳〵御寄せ下さい。お答えは主管課を通じて本欄で致します。投書の際は住所、氏名、職業を明記願います。宛先は広報文書課へ

この標札をかゝげてから五度目になりますが「綾藤に腕押し糠に釘」一向に反応がありません。勿論根極のない投書だとか破壊的な意見或は全く意味不明の投書等も困りますが自己の責任における意志発表は自由な筈

×　×　×

△新なる年の始めに当り拙ない編集ではありますが今年一年皆様の支持のもとに皆様共々堅実な歩みを続けるべく想を新に出発の決意を固めております。

公聴板